午前10時～午後4時
▼場所＝筑波研修センター（つくば市天久保1－13－5）
▼内容＝事業計画作成のポイント、創業体験談、資金調達のポイントなど
▼募集人員＝40人（先着順受付）
※保育サービスあり（無料）
▼参加費＝無料
申問 独立行政法人雇用・能力開発機構茨城センター
☎029－221－1192

お知らせします

農業委員会からのお知らせ

①農業委員会各種申請受付期間
平成21年1月の各種申請の受付期間は次のとおりです。
▼受付期間＝1月13日㈫・14日㈬
②農業委員会選挙人名簿登載申請受付
農業委員会では、毎年1月1日現在で農業委員会委員の選挙人登載申請をしていただくこととしています。
▼申請資格＝平成21年1月1日現在で市内に住所があり、平成元年4月1日以前に生まれた方（平成21年3月31日現在で20歳以上）で、10アール以上の農地を耕作している経営主および同居の親族で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方
▼提出期限＝申請書は行政協力員を通し配布・回収を行います。平成21年1月7日㈬までに申請用紙に必要事項を記入し、行政協力員に提出してください。
※申請書が届かない場合やご不明の点はお問い合わせください。
申問 谷和原庁舎農業委員会事務局
☎58－2111（内線8120～8122）

工業統計調査を実施します

経済産業省では、製造業を営む事業所を対象に、工業統計調査を12月31日現在で実施します。
この調査は、製造事業所の活動実態を明らかにすることが目的で、12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。
なお、調査票に記入いただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入とご協力をお願いします。
問 伊奈庁舎企画政策課
☎58－2111（内線1241）

浄化槽をご使用の皆さまへ

㈳茨城県水質保全協会による浄化槽の法定検査による結果が、「不適正であり改善が必要」と判断された浄化槽が多く見受けられています。
浄化槽は保守点検と清掃を行わないと、蚊やハエ、悪臭が発生して衛生上問題になります。また、汚れた水が放流されることによって、放流先となる河川などの水質汚濁の大きな原因にもなります。定期的に保守点検と清掃を行ってください。
この法定検査は、浄化槽法で定めている、浄化槽の設置工事や保守点検、清掃が適正に行われ、きれいな水が放流されているかどうか検査するものです。
法定検査を受けない浄化槽設置者（管理者）は、勧告・命令が出され、それを違反した場合は過料（金銭罰）が科せられますので維持管理の徹底をお願いします。
問 下水道課（小絹水処理センター）
☎52－3939（内線9236）

野外焼却は禁止されています

廃棄物の野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き禁止されています。法律違反をすると、5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、または両方を科せられるなど厳重に罰せられますので、焼却しないようにしましょう。
なお、焼却できる例外の主なものは、次のとおりです。
①庭の落ち葉程度のたき火
②風習や宗教行事（どんど焼きなど）
③農業者が行う稲わらなどの焼却
※まわりの迷惑になる場合は、やめましょう。

●枝木や竹の処分方法
屋敷や庭の枝木や竹を燃やす場合は、軽微なもの以外は、法律違反にあたるので、次の方法で家庭ごみとして出してください。その際、持ち運びできるように束ねてひもで縛ってください（ゴミ袋不要）。また、生木などは一週間以上乾燥させてください。
▼**「可燃ゴミ」**として出す場合
・長さ50㎝、直径5㎝以内に切る。
▼**「粗大ゴミ」**として出す場合
・廃木＝長さ3m、幅1・5m、厚さ（太さ）15㎝以内に切る。
・竹＝長さ1m、太さ15㎝以内に切る。
※量が多い場合は、常総環境センターへ有料で自ら持ち込むこともできますので、事前に生活環境課へ申請またはお問い合わせください。また、違法な野外焼却を見たら、すぐに左記までご連絡ください。
【連絡先】
・野外焼却110番
☎0120－536－380
※茨城県県南地方総合事務所

【年末年始の業務案内】

年末から年始にかけた市公共施設・関係機関の休みは次のとおりとなります。
●12月27日～1月4日：市役所各庁舎（婚姻届・死亡届などは受け付けます）、谷和原保健福祉センター、伊奈保健センター、社会福祉協議会
●12月27日～1月1日：歴史館
●12月27日～1月5日：図書館（小絹分館含む）
●12月28日～1月5日：間宮林蔵記念館、結城三百石記念館、すこやか福祉館、世代ふれあいの館
●12月29日～1月3日：各公民館、各コミュニティセンター、総合運動公園
●火葬場組合（やすらぎ苑）：1月1日～4日は受け付けのみ業務（12月31日までは通常業務）